

中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者審査委員会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者審査委員会設置要領（以下、「設置要領」という。）第6条に基づき、中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備に係る民間事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の運営方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の2/3以上の出席により成立する。

(運営)

第3条 審査委員会は、設置要領第2条の事項を協議する。

2 設置要領第2条（2）に掲げる審査に際し、必要に応じて応募者に対してヒアリングを行うことができる。

3 審査委員会は、応募者から提出された書類の審査を行い、審査結果を取りまとめる。

(公開等)

第4条 審査委員会は、中立かつ公正な審査を行うため非公開とする。

2 審査委員会の配付資料は、審査に直接関わるものを除き、審査委員会開催後に中野区公式ホームページ等で公開する。

3 審査委員会の議事要旨は事務局が作成し、委員の承認を得た上で前条第3項と合わせて公開する。

(雑則)

第5条 本運営要領に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

本運営要領は、令和2年1月27日から施行する。